

京都市消費生活基本計画(第2次計画)の 平成30年度重点課題に対する取組状況

重点課題 1	様々な手法を用いた体系的な消費者教育の推進
推進施策名	○ 推進施策15 関係機関, 団体との連携の推進 ○ 推進施策16 身近な支援の仕組みづくり ○ 推進施策17 児童, 生徒等への消費者教育の推進 ○ 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 ○ 推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信 ○ 推進施策22 環境に配慮した消費者行動の促進 ○ 推進施策23 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
取組期間	平成26年度～平成30年度
趣 旨	民法改正による成年年齢引き下げを見据えた取組の早期実施及び「持続可能な開発目標(SDGs)」, エシカル消費の普及促進に寄与する取組を実施
主 な 取 組	1 新学習指導要領を踏まえた小中学生向け消費者教育教材作成の検討 2 大学における消費生活講座 3 消費者月間におけるシンポジウムの開催 4 子ども消費生活講座 5 消費者団体との協働事業 6 消費生活フェスタの開催 7 「素材から学ぶくらしの学校」の開催 8 エシカル・ラボin京都の開催 9 消費生活情報誌「マイシティライフ」による啓発

(重点課題1) 具体的な取組内容

1 新学習指導要領を踏まえた小中学生向け消費者教育教材作成の検討

新学習指導要領において、小学校では**売買契約の基礎**に関する事項等、中学校では計画的な金銭管理や**クレジットなどの三者間契約**、消費者被害への対応等を指導することが追加された。

新学習指導要領では、「何ができるようになるのか」目標を見定め、そのために「どのように学ぶのか」が重視されている。高等学校在学中に生徒等が成人年齢に達することも踏まえ、小学校段階から児童生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力等の育成が一層重要となることから、発段階に応じた「**自立した消費者として行動するための力**」の育成に向け、教育委員会との連携のもと消費者教育教材の開発等消費者教育を一層推進することとしている。

(参考) 学習指導要領の規定

<小学校>

(家庭科) 買い物の仕組み、売買契約の基礎。消費者の役割 など

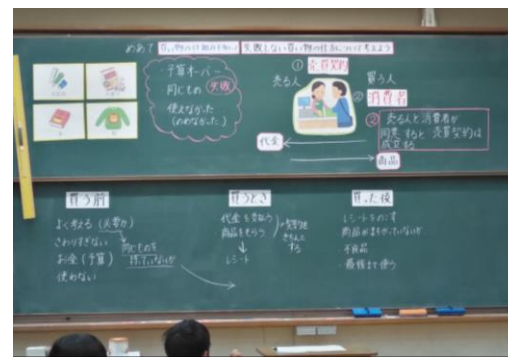
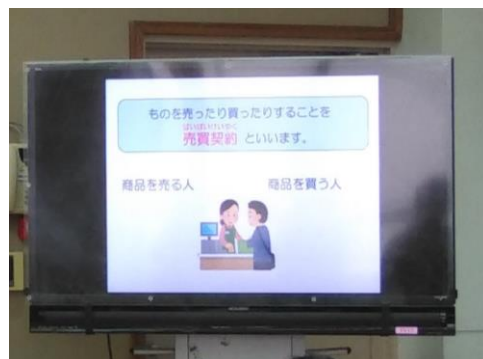
<中学校>

(技術・家庭科(家庭分野))

購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理、クレジットなどの三者間契約 など

【小学校への取組】

・「売買契約の基礎」、「買い物の仕組み」、「消費者の役割」の単元の授業等において活用するため、パワーポイント教材を作成。平成31年1月22日に高倉小学校においてモデル授業を実施した。

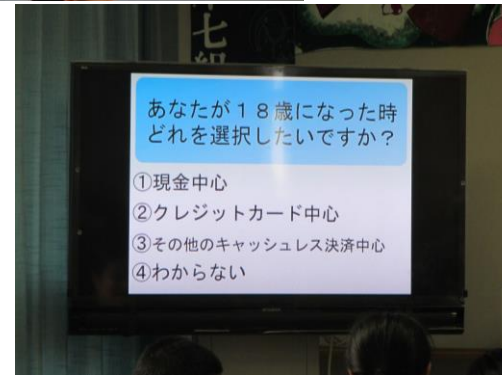
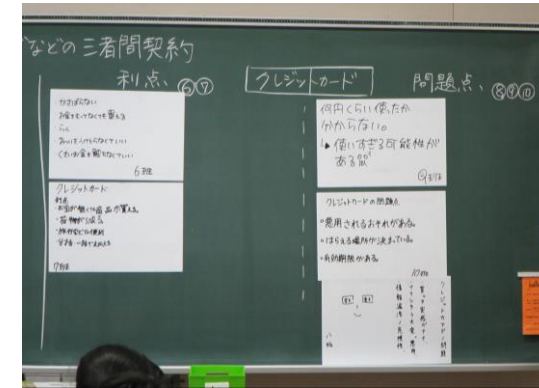
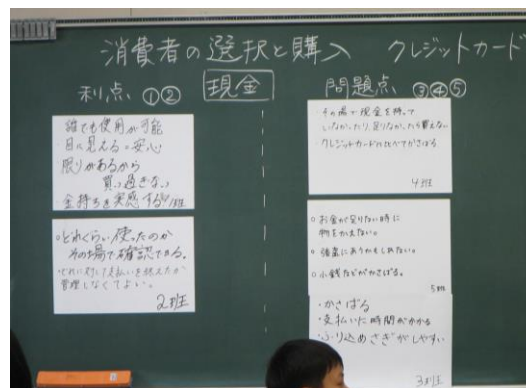
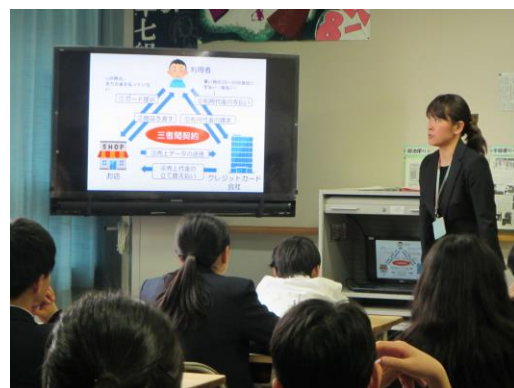


【小学校への取組】



【中学校への取組】

・「クレジットなどの三者間契約」について、パワーポイントによる試作版の教材を作成。平成31年3月19日に御池中学校においてモデル授業を実施した。



(重点課題1)具体的な取組内容

2 大学における消費生活講座

消費者団体と大学コンソーシアム京都等との協働により、大学生等が消費者契約トラブルなどの消費者問題についての現状認識を高め、その解決のために必要な法的知識を学ぶとともに、自らのライフスタイルについて考えを深めることを目的として、消費者問題に関する講座を同志社大学に開設している。

なお、時間をかけて深く消費者問題等について学んでもらうよう、平成30年度から実施手法の見直しを行い、夏季集中講座から半期での講座に変更するとともに、開催場所をキャンパスプラザ京都から同志社大学今出川キャンパスに変更した。これにより、受講者数は増加したほか、全国消費者フォーラムにおいて当該取組が評価され、令和元年度の国民生活センターにおける消費者教育に携わる講師養成講座のテーマの一つとして位置づけられ、本市からリレー報告のため出講することとなっている。

◆実施日：平成30年9月24日（月）～平成31年1月21日（月） 秋学期 毎週月曜日 5限目

◆登録者：86名

平成30年度 講義計画（シラバス）

毎年度、時代の変化に対応した講義計画（シラバス）作成を行っている。

- 第1講：開講にあたってー「消費者問題」とは
- 第2講：「消費者問題」の現場から
- 第3講：ネットトラブル対策
- 第4講：消費者契約法と消費者
- 第5講：インターネット契約トラブル
- 第6講：キャッシュレス時代の消費者トラブル
- 第7講：グループワーク「消費者被害を防ぐ」
- 第8講：食の安全・安心と食品衛生行政
- 第9講：食品ロス削減のために
- 第10講：消費者と企業の対話から＜1＞
- 第11講：消費者と企業の対話から＜2＞
- 第12講：エシカルな消費とSDGs
- 第13講：グループワーク「お買い物让世界を変える」
- 第14講：消費者行政の取組
- 第15講：まとめ講義



授業の様子



受講生の感想

- 今まであまり関心を持たずにいた「消費者としての立場」の知識をしっかりと学ぶことができました。企業が消費者へ向けてどのような取組をしているか、自分が消費者として、どのような行動をしていけば社会に役立てられるのかを考えることができて良かったです。
- 講義を聞くまで、消費生活センターの名前は知っていたが、実際にどのような活動をしているか知りませんでした。私のように、知らない人にも知ってもらうため、もっと情報を発信するべきだと思いました。
- ネット社会の今、SNSで若者の目がよく届くところの情報発信にもっと力を入れたり、小・中学校等の義務教育での授業やゲストスピーカーにより知ってもらうための活動も効果的だと思います。
- 被害に遭わないよう知識を身につけることが最善だと思ったが、もし被害に遭ったときは、相談しようと思った。
- 私たちの日々の一つ一つの心がけで世界を変えることができるということをもっと多くの消費者に知ってほしい。そのためにまず、自分が行動しようと思う。

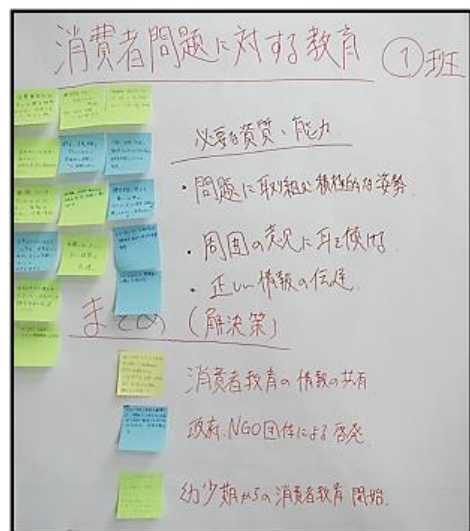
受講生の感想 2

講義のどのようなところが役立ったか

- 社会を変えるために、生産者だけではなく、消費者としても関わっていけることがわかった。
- 物を購入するときに、自分の物の見方が変わった。
- 行政や、各機関で実際に働いておられる方が話してくださるので、具体的なことが知れた。

グループワークについて

- 自分の大学では出会わないような立場・環境にいる人と討論ができて興味深かった。
- 複数人で話し合うことで、多方面から考えることができ新たな知識を得たことはもちろん、コミュニケーション力の向上にもつながったと思う。
- 意見交換し考える、発表するということは就活やこれからの勉学に活かすことができる非常に有意義なものであった。



ワーク ショップの 模造紙



(重点課題1) 具体的な取組内容

3 消費者月間におけるシンポジウムの開催

「消費者保護基本法制定50周年記念シンポジウム ～すべてはここから始まった～」の開催

- ◆開催日：平成30年5月19日（土）
- ◆場 所：京都市男女共同参画センター
ウィングス京都イベントホール
- ◆参加者：100名

「消費者基本法」の前身に当たる「消費者保護基本法」が施行され、昭和63年5月で20周年を迎えたことを機に、国において毎年5月を「消費者月間」と定めている。これを受け、消費者庁では毎年統一テーマを設定し、このテーマの下、全国で消費者、事業者、行政が一体となり、消費者啓発や学習会などの様々な取組を行っている。京都市、京都府、NPO法人コンシューマーズ京都及びNPO法人京都消費者契約ネットワークでは、「消費者保護基本法」が施行され50周年を迎えたことを記念し、消費者月間の取組として、シンポジウムを開催した。

○ 平成30年度統一テーマ「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

1 「基調講演」

現代の消費者主権 ～事例を通じて考える～

講師：古谷 由紀子 氏（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問、サステナビリティ消費者会議代表）

2 「パネルディスカッション」

＜コーディネーター＞ 原 強 氏（NPO法人コンシューマーズ京都理事長）

＜コメンテーター＞ 古谷 由紀子 氏

＜パネラー＞ 野々山 宏 氏（NPO法人京都消費者契約ネットワーク理事長）

川村 幸子 氏（京都生活協同組合副理事長）

村上 直紀 氏（（公社）消費者関連専門家会議（ACAP）理事）

3 「バレンタイン一揆」の上映

～チョコレートの原料、カカオ豆を、どこで
誰が作っているのか、あなたは知っていますか？～
児童労働の問題と出会い、悩み、闘った、日本の女の子達の物語を上映。



平成30年度 消費者月間行事 第49回 京都消費者大会

消費者保護基本法制定 50周年記念シンポジウム

～すべてはここから始まった～

今年「消費者保護基本法」が制定されて50周年を迎えます。
消費者利権は、国家から設立して国営する消費者の権利と密着してきました。
持続可能な社会の実現とそこで消費者の主権はどのようなのか、皆さんと考えましょう。

◎ 2018年5月19日(土)
開会：13:00(開場：12:30) 閉会：17:00

◎ 京都市男女共同参画センター
ウィングス京都 イベントホール
京都市中京区東洞院通六角下る御船山町252番地

◎ 240名(参加費無料・事前申し込み不要)

◎ 基調講演
「現代の消費者主権」～事例を通じて考える～
講師：古谷 由紀子 氏（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問）

◎ パネルディスカッション
コーディネーター：原 強 氏（NPO法人コンシューマーズ京都理事長）
コメンテーター：古谷 由紀子 氏
パネラー：野々山 宏 氏（NPO法人京都消費者契約ネットワーク理事長）
川村 幸子 氏（京都生活協同組合副理事長）
村上 直紀 氏（（公社）消費者関連専門家会議（ACAP）理事）

◎ 京都エンカド消費推進ネットワークからの
お知らせ
映画「バレンタイン一揆」の上映

主催：NPO法人コンシューマーズ京都、京都府消費者センター、京都府生活協同組合連合会
共催：京都府、京都市、NPO法人京都消費者契約ネットワーク
後援：京都府消費生活センター、京都府消費生活センター、京都府消費生活センター
お問い合わせ先：NPO法人コンシューマーズ京都（京都市中京区）
TEL: 075-251-1001 FAX: 075-251-1003 E-mail: kycd@npo.or.jp

※ 参加費無料

(重点課題1) 具体的な取組内容

4 子ども消費生活講座

夏休み期間を利用した小学生向け体験型消費生活講座として、子どもたちが直接「見て」「聴いて」「確かめ」「体験」しながら、消費者問題に関心を持ち、楽しく学べることを目的として講座を開催。



【実施内容等】

1 「親子で熱冷却シート手作り教室」

8月1日（水） 午前10時～午前11時30分

- ・オリジナルの熱冷却シート作りを体験しながら、熱冷却シートの安全性や、熱を取る仕組みなどについて親子で楽しく学ぶ
- ・参加者 小学4～6年生の児童（27名）



2 「LEDのあかり学習とオリジナルランプ工作教室」

8月1日（水） 午後2時～午後4時

- ・LEDを使ったオリジナルのランプ工作を通して、LEDや住まいの省エネルギーについて学ぶ。
- ・参加者 小学4～6年生の児童（19名）



公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）、小林製薬株式会社、パナソニック株式会社エコソリューションズ社と共催で実施。

(重点課題1)具体的な取組内容

5 消費者団体との協働事業

【テーマ】子どもの人生を守るスマートフォン安全講座

【講師】藤井 美風氏（デジタルアーツ株式会社マーケティング部）

【内容】世界で30億人を超える人々がインターネットを使う時代となり、子どもたちは大人よりも上手にスマートフォンを使っているように見えるが、実際には様々な被害も報告されている。

大人として、子どもの人生を守るために、子どものスマートフォンの利用方法について知っておくべきことや、フィルタリングに関する知識についての講座。

NPO法人京都消費生活有資格者の会と共催で開催。

◆開催日：平成31年3月2日（土）◆場所：京都市消費生活総合センター ◆参加者：40名



「消費者カパワーアップセミナーの開催」

消費者問題に対する市民の関心と理解を深めるため、消費生活に関わる最新の情報や制度等のくらしに役立つ情報を専門家から提供するセミナーを、京都府、京都生活協同組合、NPO法人コンシューマーズ京都と共催で開催。

【第1期共通テーマ】 食品ロスと『しまつのころも得』

第1回 家庭から食品ロスを考える (7月3日 参加者19名)

第2回 事業者と行政が連携した取り組み (7月5日 参加者10名)

【第2期共通テーマ】 インターネットやスマートフォンの使い方

第1回 スマホ・ケータイ教室 (10月23日 参加者20名)

第2回 知っておこう！サイバー犯罪の現状と対策 (10月25日 参加者16名)

【第3期共通テーマ】 消費者問題から身を守る

第1回 悪質商法・契約トラブルへの対処法 (1月29日 参加者22名)

第2回 消費者を守る法律を学ぼう (1月31日 参加者19名)

◆場所：
京都市消費生活総合センター
◆参加者：延べ106名

(重点課題1) 具体的な取組内容

6 幅広い年代を対象とする参加型イベントの開催

「消費生活フェスタ2018」

◆開催日：平成30年11月10日（土） ◆参加者：18,500人
◆場所：みやこめっせ（京都市勧業館）（合同イベントとしての参加者数）

子どもからお年寄りまで幅広い世代が交流しながら、日常生活における身近な問題や今まさに私たちが取り組んでいかなければならない課題などについて、一緒になって学び、考えることを目的として、「京都エネルギーフェア」、「エコまちフェスタ」、「市民すこやかフェア」、「健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ」及び「京都やんちゃフェスタ（第2部）」との合同イベント（多世代交流・学習型イベント）として開催。

消費生活フェスタにおける主な実施内容

1 各種ブース出展

当センターの消費生活に関するクイズブースのほか、関係機関等の御協力を得て、京都府及び京都府警との連携による特殊詐欺啓発に関するブースを出展した。



2 小学生向けワークショップ

小学生向けワークショップとして「靴下はぎれでコースター作り、ソックスアニマルを作ろう！（タビオ株式会社）」及び「おやつのにぎみに学ぶ（カルビー株式会社）」を実施した。



3 大学生サークルによるフェアトレード商品の販売

「エシカル消費（倫理的消費）」の考え方を広く紹介・普及し、行動に繋げていただくため、大学生サークルの皆様に御協力いただいた。



(重点課題1) 具体的な取組内容

7 素材から学ぶくらしの学校

- ◆開催日：平成30年11月24日（土）◆共催：産業観光局
- ◆参加者：小学1～3年生 35名
小学4～6年生 24名
- ◆場 所：mumokuteki cafe & foods京都店

「これからの1000年を紡ぐ企業認定」(※) 認定企業4社と連携・協働し、小学生を対象に、社会的課題について、体験学習を実施し、モノができるまでの過程や社会問題を学び、自らや家庭での消費生活が社会・環境にもたらす影響を考えていただくことを目的とした体験型のイベントを開催。

実施内容

開校に当たり、大本審議会委員から本イベントの趣旨及びSDGsについて御説明いただきました。また、閉校に当たっては、高倉小学校岸田校長先生から消費者教育についてお話をいただきました。

小学1～3年生

● 家庭科 午前10時～午後0時30分 「チョコレートで地球をめぐる」

Dari K株式会社の河村さんが「チョコレート博士」として登場。まずはクイズ形式で、チョコレートが何からできているか、どこでカカオが育てられているかを子どもたちに問いかけていきます。そして「カカオ豆からチョコレートをつくってみよう」と、テーブルごとに発酵・焙煎済みのカカオ豆の皮をむき、すり鉢で細かく砕いていきました。子どもたちは普段食べているチョコレートが、色々々な人たちの手によって、長い時間をかけて手元に届けられていることを知りました。

● 国語 午後1時30分～午後4時 「綿からタオルができるまで」

IKEUCHIORGANIC株式会社益田氏から、様々な種類のタオルをお借りし、実際に触れてみました。触れた瞬間、子どもたちから「ふわふわ」、「幸せ」といった声が出てきます。その後、益田氏からタオルができるまでの話をいただきました。その中で、子どもたちは印象に残ったことを取り上げ、綿から糸が紡がれていく様子、船で綿がインドから今治へ運ばれていく様子をグループごとに表現し、発表しました。

● 理科 午前10時～午後0時30分
「土から“おいしい”を考えよう」

野菜の種や坂ノ途中の契約農家さんの土を触ったり、匂いだりしながら観察します。野菜の話だけではなく、色やかたさの違う土についても、説明。また、何種類もの大根を保護者の方も一緒に試食しました。最後に、大きな紙に畑で育つ野菜の絵をみんなで描き、土の上は太陽と雲、雨が描かれ、土の中は何億もの微生物がいるということをもみんなで表現しようとしていました。絵を描くことで、子どもたちがじっくりと土の中を考えていることが伺えました。

● 社会 午後1時30分～午後4時
「ニュースの向こう側」

この授業は、参加者が記者になったつもりで1つのニュース番組をつくるという内容。有限会社シサム工房の村上氏が自社の商品やフェアトレードについてお話いただきました。子どもたちはそれぞれ担当したいニュースのグループに入り、番組を製作していきました。フィリピンのコーヒー農家の役を演じた子ども、ニュースキャスターとして、大きな声でニュース原稿を子ども、音響・カメラ役などそれぞれが自分の個性を生かした役割を演じていました。この作業により、一人一人フェアトレードに対する理解が深まりました。



授業
の様子

※「これからの1000年を紡ぐ企業認定」

京都市と公益財団法人京都高度技術研究所が、社会的課題をビジネスで解決したり、社会的課題を生まない新しい商品やサービス、あるいはシステムを生み出そうとする、ソーシャルイノベーションに取り組む企業を認定し、企業の目指す未来に向けた成長と発展をサポートする制度

(重点課題1) 具体的な取組内容

8 「エシカル・ラボin京都」 ～あなたの消費が世界の未来を変える～

京都市、京都府、消費者庁の主催により、エシカル消費の考え方を広く市民・府民の皆様に紹介・普及し、行動に繋げていただくことを目的として、普及・啓発シンポジウム「エシカル・ラボin京都」を開催。行政や事業者、民間団体、学生などの多様なステークホルダーが協働し、シンポジウムのほか、関連イベントとして、展示や物販、ワークショップ等を実施。

- ◆開催日：平成31年3月9日（土）
- ◆参加者：206名（シンポジウム）
- ◆場 所：京都テルサ テルサホール

【シンポジウム概要】

- 1 エシカル漫才 ネイビーズアフロ（よしもとクリエイティブ・エージェンシー）
- 2 基調対談 「エシカル消費」ってなんなんだ？
たけだバーベキュー（よしもとクリエイティブ・エージェンシー）
末吉 里花 氏（一般社団法人エシカル協会代表理事）
- 3 取組発表 「エシカルな思考を商業教育の中心に～持続可能な地域社会を目指した高校生の一年～」
京都府立木津高等学校「フェアトレード知らない人0（ゼロ）プロジェクト」
ノートルダム女学院中学高等学校「What To Do About Kyoto? ～京都をどうしたいの?～」
P-HOME（京都造形芸術大学 学生グループ）
- 4 いけばなパフォーマンス 笹岡 隆甫 氏（華道「未生流笹岡」家元）
- 5 対談「DO YOU ETHICAL? 京都からの発信」
笹岡 隆甫 氏（華道「未生流笹岡」家元）
水野 泰平 氏（有限会社シサム工房代表取締役）
カリスコス アントニオス 氏（京都大学大学院法学研究科准教授）
- 6 エシカル宣言、エシカルバトン引継ぎセレモニー、閉会あいさつ



【関連イベント】

- 1 「エシカル・ラボ週間」スタンプラリー 3月1日（金）～3月10日（日）／京都市内
- 2 エシカル消費実践講座 3月7日（木）14:00～15:00／イオンモール京都桂川
- 3 ワークショップ 3月9日（土）10:30～12:00／京都テルサ東館2階
- 4 関連商品等の展示・販売 3月9日（土）12:00～16:30／テルサホール前ホワイエ等

→ 関連イベントとして、エシカル消費の普及に取り組む団体が講師を務め、参加者が買い物を通じて世界をより良くする方法を考えるきっかけとなる、子供向けワークショップ「世界を変える『スーパー』ヒーローになろう」を開催しました。このワークショップでは、世界が抱える問題や、「エシカル消費」に関するマークやラベルについて学び、スーパーに見立てた会場で、日々の暮らしの中で目にしている身近な商品を手にとって、その商品の背景を考えてもらいました。参加した子どもたちからは、「いつも買っているこのお菓子里に、こんなマークが付いているなんて知らなかった」、「世界のために良い、ということだけではなくて、日々のお買物が楽しくなると思う。学校の先生や友達に伝えたい。」といった声が聴かれました。

このように、「エシカル消費」が広がっていく第一歩は、全ての消費者の身近な暮らしの中にそのきっかけがあること、消費者一人一人の行動が世界の未来を変える力を持っていることに、気づき、実感してもらうことであると考えられます。

あなたの消費が世界の未来を変える エシカル・ラボ 京都 関連イベント

親子で学ぼう！ エシカル消費！

参加無料 ワークショップ

近年は、環境や生産者の人権などに配慮して生産された商品が増えています。こうした背景には、世界や日本が直面するさまざまな課題があります。日々、モノを選択し、買い、消費する私たちには大きな役割があります。子どもたちの未来を守るために、明日のお買い物から少しだけ新しい視点をプラスしてみませんか。

おとな向け

未来を想う お買い物講座

3/7 14:00～15:30 定員:30名

場所 イオンモール京都桂川 3Fイオンホール（京都市南区九条町316番1）

対象 一般消費者
※お菓子類をお連れになつての参加も可です。

講師 イオントップパブリック 有本 幸泰氏、消費者庁 職員等

商品についている認証ラベルやマーク、どういった意味があるのか、どう選別する「無農薬栽培」や「フードマイレージ」という言葉、私たちの生活とどう関係するのでしょうか？モノの買い方や選び方、消費の仕方についてのヒントや考え方を、身近なイオンを舞台にレクチャーします。

こども向け

世界を変える “スーパー”ヒーローになろう！

3/9 10:30～11:50 定員:30名

場所 京都テルサ 東館2階 中会議室（京都市京都市南区東九条下町17番地）

対象 小学生～中学生とその保護者
※小学生は保護者と一緒に参加する必要があります。

講師 一般社団法人エシカル協会認定 エシカル・コンシェルジュ

毎日食べたり、飲んだり、使ったりしているモノに隠れた「世界を変えるヒント」を、ゲームを通じて発見しよう！地球環境のため、遠く運ばれたのだから優しく扱うため、着にできることはたくさんあるんだ！（未来を変える“スーパー”ヒーローになる方法を伝授するワークショップ！）

スタンプラリー 3/1（金）～3/10（日）

京都府内の店舗、エシカル・ラボ in 京都の会場にてスタンプラリーを実施。シールを3つ集めると、オリジナルフェアトレードバックをプレゼント！

詳細は、こちら http://www.pref.kyoto.jp/shohise/lab_rally.html

主催：消費者庁 京都府 京都市

(重点課題1) 具体的な取組内容

9 消費生活情報誌「マイシティライフ」による広報啓発（消費者教育関連）

● マイシティライフの発行・各戸回覧 （当センター発行）

最新の悪質商法に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、年2回発行している。各戸回覧されるこの媒体を活用し、

「エシカル消費とは？」という特集記事を掲載。

<掲載事項>

- 環境への配慮→エコ商品を選ぶ
- 社会への配慮→寄付付き商品を選ぶ、フェアトレード商品を選ぶ
- 人への配慮→障害がある人の支援につながる商品を選ぶ
- 地球への配慮→地元の産品を買う、被災地への産品を買う
- 生物多様性への配慮→認証ラベル※のある商品を選ぶ

※ FSC森林認証：適切に管理された森林資源を使用した商品（紙製品など）

MSC認証：海岸の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物（シーフード）

RSPO認証：環境への影響に配慮した持続可能なパーム油使用の商品（洗剤など）を紹介し、「世界の未来を変えるのは、あなたの日々の消費です」と広報を実施

暮らしのちえづくり

エシカル消費とは？

「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか？
エシカル（ethical）とは英語で倫理的、道徳的という意味で、「エシカル消費」とは、人や社会、環境や地域に配慮したモノや、サービスを選んで購入することで、私たちの消費行動が、社会情勢や地域に与える影響を考え、よりよい社会の形成に関わっていくことです。

「エシカル消費」でどんなことが応援できるでしょうか。
具体例の一部を見てみましょう。

環境への配慮
エコ商品を選ぶ
リサイクル素材を使ったものや資源消費を抑えている商品がある商品を購入。
寄付付き商品を選ぶ
売上金の一部が寄付につながる商品。

社会への配慮
フェアトレード商品を選ぶ
農産物上の原料や製品を適正な価格で継続的に取引された商品。

人への配慮
障がいがある人の支援につながる商品を選ぶ
働きたい障がいがある人を支援している事業主の商品。

地域への配慮
地元の産品を買う
地域によって地域活性化や経済エネルギーを創出。

生物多様性への配慮
被災地の産品を買う
被災地の産品を購入することで被災者を支援。

FSC
FSC認証商品を選ぶ
適切に管理された森林資源を使用した商品（紙製品など）

MSC
MSC認証商品を選ぶ
海岸の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物（シーフード）

RSPO
RSPO認証商品を選ぶ
環境への影響に配慮した持続可能なパーム油使用の商品（洗剤など）

エシカル消費って
何を買うか考えるときの
ひとつの尺度です

世界の未来を変えるのは、あなたの日々の消費です。

持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標は「つくる責任 つかう責任」
2015年9月の国連総会で採択された国際的な17の目標のなかにも、貧困や気候変動、エネルギー、無差別社会などすべて「持続可能な開発目標」の達成が図られています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

重点課題 2	高齢者等の消費者被害未然防止のための連携強化の拡充
推進施策名	○ 推進施策14 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等 ○ 推進施策15 関係機関、団体との連携の推進 ○ 推進施策16 身近な支援の仕組みづくり ○ 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取組期間	平成26年度～平成30年度
趣 旨	高齢者を取り巻く状況の把握，関係機関との連携及び啓発の強化により，高齢者等の消費者被害の未然防止を図る。
主 な 取 組	1 高齢サポート(地域包括支援センター)との連携強化 2 落語を採り入れた消費者啓発イベントの開催 3 特殊詐欺等被害ゼロキャラバンの実施

(重点課題2) 具体的な取組内容

1 高齢サポート（地域包括支援センター）との連携強化

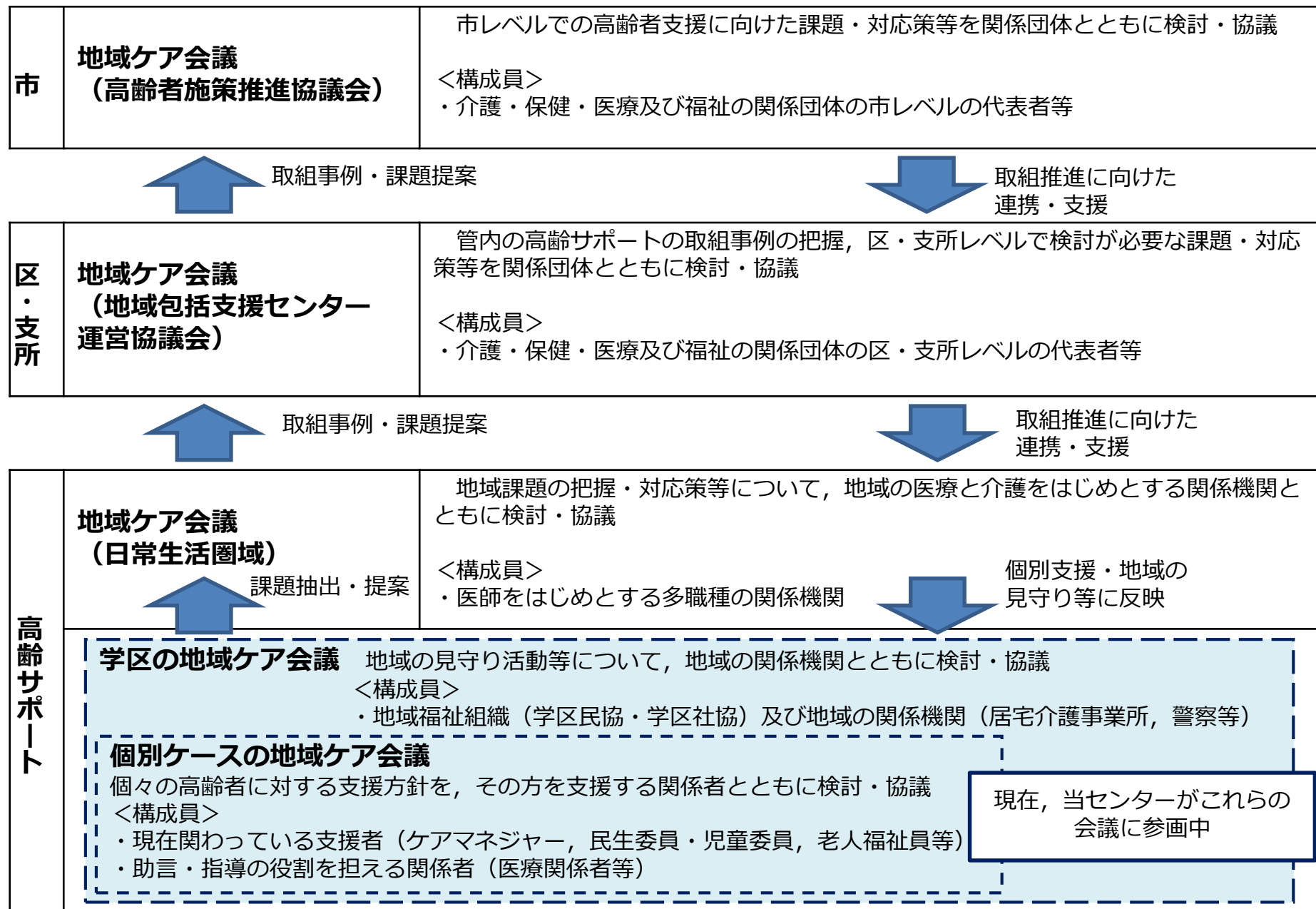
- 悪質商法等による高齢者等の消費者被害の未然防止，早期発見及び拡大防止のための取組をこれまで以上に推進するため，支援が必要な一人暮らしの高齢者や障害のある方に対し，日常的な見守り体制の充実を図っている保健福祉部局等との連携が必要となっている。
- そのため，高齢サポートにおいて，権利擁護業務（※1）に携っている社会福祉士等の専門職種で構成される地域ケア会議に参画し，消費生活総合センターの窓口周知，最新の悪質商法，特殊詐欺の状況等の注意喚起や消費生活情報の提供を行うとともに，高齢者等を取り巻く現状について把握を行う取り組みを平成28年度から進めている（現在，6区2支所（※2）において参画）。
- 地域ケア会議には，行政内部関係部署（高齢福祉部署，消費生活総合センター），外部関係機関（社会福祉協議会，高齢サポート，弁護士会，リーガルサポート等），民間事業所（医療機関等）が参画しており，消費生活センター等その役割を担う機関につなぐ仕組みをはじめ，関係機関相互における適切な連携体制の構築ができるよう取組を進めている。

※1 権利擁護業務…権利侵害を受けている，また受ける可能性が高いと考えられる高齢者が，地域で安心して尊厳のある生活ができるよう，専門的・継続的な視点からの支援を行う。

例： 成年後見制度の活用，虐待への対応，困難事例への対応，**消費者被害の防止**

※2 北区，中京区，東山区，山科区，下京区，右京区，深草支所，醍醐支所

地域ケア会議の体系



権利擁護ネットワーク会議の概要

区・支所	開催時期	構成員	内容
北	4月・7月・10月・1月 ※年1回は消費者問題を取り扱う。	京都弁護士会、第二北山病院、京都司法書士会（リーガルサポート）、京都社会福祉士会（ぱあとなあ京都）、京都市成年後見支援センター、北区社会福祉協議会、北区保健福祉センター健康長寿推進課・障害保健福祉課、認知症のひとと家族の会、北部障害者地域生活支援センターほくほく	輪番制で事例を出し、グループワーク
中京	4月・7月・10月・1月 ※毎年7月は消費者問題を取り扱う。	京都弁護士会、京都司法書士会（リーガルサポート）、壬生老人ホーム、イリオス、西ノ京、本能、都和のはな、民医連中央病院、丸太町病院、京都市立病院、京都通信病院、中京区社会福祉協議会、長寿すこやかセンター、中京区保健福祉センター健康長寿推進課	輪番制で事例を出し、ディスカッション。
東山	偶数月（年6回） ※年1回は消費者問題を取り扱う。	京都弁護士会、京都司法書士会（リーガルサポート）、東山医師会、京都久野病院、京都第一赤十字病院、長寿すこやかセンター、東山区社会福祉協議会、東山区保健福祉センター健康長寿推進課	輪番制で事例を出し、ディスカッション。
山科・醍醐	年3～4回 ※年1回は消費者問題を取り扱う。	京都弁護士会、山科醍醐管内社会福祉協議会、山科区及び醍醐支所保健福祉センター健康長寿推進課、山科警察署、京都市東部障害者地域生活支援センター、京都府社会福祉士会、リーガルサポート京都支部	
下京	運営会議偶数月 出張なんでも相談（7月2月） なんでも相談（11月）	京都弁護士会、京都司法書士会（リーガルサポート）、行政書士会、社労士会、下京区社会福祉協議会、下京区保健福祉センター健康長寿推進課	
右京	6月・9月・12月・3月	京都弁護士会、京都司法書士会（リーガルサポート）、右京医師会、社労士会、行政書士会、ぱあとなあ京都、長寿すこやかセンター	輪番制で事例を出し、グループワーク
深草	5月・8月・11月・2月 ※年1回は消費者問題を取り扱う。	京都弁護士会、京都司法書士会（リーガルサポート）、伏見区社会福祉協議会、深草支所保健福祉センター健康長寿推進課	輪番制で事例を出し、弁護士、司法書士が助言。消費者問題であれば当センターも助言

30年度実績	
日程	行政区支所
4月5日（木）	東山権利擁護ネットワーク会議
4月17日（火）	深草社会福祉部会
4月19日（木）	深草運営会議
4月20日（金）	中京権利擁護ネットワーク会議
4月24日（火）	北権利擁護ネットワーク会議
5月16日（水）	深草権利擁護ネットワーク会議
5月17日（木）	深草運営会議
5月25日（金）	山科勸修包括と研修内容協議
6月7日（木）	東山権利擁護ネットワーク会議
6月12日（火）	中京社会福祉部会
6月13日（水）	右京権利擁護ネットワーク会議
6月14日（木）	深草運営会議
7月10日（火）	中京社会福祉部会
7月11日（水）	山科勸修包括地域ケア会議
7月20日（金）	深草介護事業者向け権利擁護研修講師
7月20日（金）	中京権利擁護ネットワーク会議
7月24日（火）	北権利擁護ネットワーク会議
7月25日（水）	山科醍醐権利擁護ネットワーク会議
8月2日（木）	東山権利擁護ネットワーク会議
8月16日（木）	深草運営会議
8月22日（水）	深草権利擁護ネットワーク会議
9月11日（火）	中京社会福祉部会
10月4日（木）	東山権利擁護ネットワーク会議
10月18日（木）	深草（コープくろさわで講師）
10月18日（木）	深草運営会議
10月19日（金）	中京権利擁護ネットワーク会議
10月25日（木）	洛西（お困りごとサポート展に出展）
11月8日（木）	深草運営会議
11月9日（金）	山科醍醐権利擁護ネットワーク会議に向けた打ち合わせ
11月21日（水）	深草権利擁護ネットワーク会議
11月26日（月）	山科醍醐権利擁護ネットワーク会議
12月6日（木）	東山権利擁護ネットワーク会議
12月12日（水）	右京権利擁護ネットワーク会議
12月20日（木）	深草運営会議
12月26日（水）	下京参画に向けた事前説明
1月17日（木）	深草運営会議
1月18日（金）	中京権利擁護ネットワーク会議
1月22日（火）	北権利擁護ネットワーク会議
2月6日（水）	深草（藤森小で民生員、自治会長に向けに講師）
2月8日（金）	下京運営会議で参画に向けた説明
2月13日（水）	山科勸修地域ケア会議で講師
2月13日（水）	慶應大学イノベーション対応部等に本市取り組みを説明
2月20日（水）	深草権利擁護ネットワーク会議
2月22日（金）	山科醍醐権利擁護ネットワーク会議
3月13日（水）	右京権利擁護ネットワーク会議
合計	45の会議等に出席（講師も含む）

山科・醍醐権利擁護ネットワーク会議の様子



介護事業所等の職員に対して、京都弁護士会消費者保護委員会所属の弁護士、当センターの職員から高齢者の消費者被害の現状について説明し、各グループで事例検討を行った。その後、事例の解説、見守りをする際のポイント等について解説した。

(重点課題2) 具体的な取組内容

- 消費生活トラブルに関する相談の中でも高齢者からの相談は、大きな割合を占めている。
- 消費者問題への理解を深め、消費者被害の未然防止を図るため、高齢者や高齢者の見守りを行う方々に、消費生活に関する話題を分かりやすく伝え、親しみやすく、楽しみながら学べるよう、引き続き日本の伝統芸能である「落語」を取り入れた消費者啓発イベントを実施。

2 落語を採り入れた消費者啓発イベントの開催

- ◆開催日：平成30年10月7日（日）
- ◆参加者：529名
- ◆場 所：京都テルサホール
- ◆共 催：京都弁護士会

「塩鯛さんと一緒に落語で考えよう！ 消費者問題」

第1部 落語

演者：桂塩鯛氏，桂南天氏，桂團治郎氏

進行：中井雅之氏



第2部 座談会

- ◆ 桂塩鯛氏，京都府警，弁護士，消費生活専門相談員により，高齢者が被害に遭いやすい最近の事例（①キャッシュカードすり替えの特殊詐欺について，②訪問購入について，③健康食品の定期購入について）を紙芝居で分かりやすく伝え，学べる内容で実施。



(重点課題2)具体的な取組内容

3 特殊詐欺等被害ゼロキャラバンの実施

- 多発する特殊詐欺被害に対応するため、京都府及び京都府警察との連携による特殊詐欺等被害ゼロキャラバンを消費生活フェスタと連動して実施。

【内容】

1 ステージイベント

1階ステージ（13時00分～13時30分）

どらりん劇団と京都府警察の警察官による楽しく学ぼう！
特殊詐欺の手口「キャッシュカードは渡しません！」

3階ステージ（13時30分～14時15分）

音楽演奏 お姉さんフォークI/O（アイオウ）

どらりん劇団による特殊詐欺被害啓発寸劇

詐欺にご用心！西田一家の事件簿「オレオレ詐欺撲滅！」

2 ブース出展

特殊詐欺等被害ゼロキャラバン（京都府・京都府警察）



重点課題 3	食品表示監視指導業務の実施
推進施策名	○ 推進施策3 情報の適正化に向けた指導等の推進
取組期間	平成28年度～平成30年度
趣 旨	食品表示が、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることから、販売の用に供する食品に関する表示について、その適正を確保し、一般消費者の利益の増進を図るため、食品表示法に関する業務を着実に実施する。
主 な 取 組	1 相談受付 2 定期パトロール等 3 買上調査 4 違反事業者の指導等 5 食品表示講習会等

取組実績①（相談受付等）

- 1 相談受付件数
370件

【これまでの実績】

30年度	29年度	28年度
370件	224件	95件

- 2 主な相談内容

- 原材料名の表示の記載方法
- 製造者等の表示の記載方法
など

取組実績③（買上調査）

- 調査内容
カットねぎをパックの容器に入れ、スーパーで市販されている商品（京都府産である旨を表示しており、市域と考えられる6事業者のもの）を平成31年1月に購入し、安定同位体比検査を依頼。
- 判別結果
いずれも京都府産九条ねぎの安定同位体比值群と合致



取組実績②（定期パトロール）

- 1 調査対象
京都市内の商店街のうち食料品を扱う店舗及び市域事業者の食品スーパー
- 2 調査店舗数
2店舗
- 3 調査内容
 - 生鮮食品を中心に、当該事業者に表示責任のある食品の表示状況を店頭で調査。
 - 調査した店舗は、義務表示事項について、100%の表示率であった。
 - 店舗の責任者に、啓発パンフレットを活用し、食品表示について啓発を行った。

	すべて表示あり 表示率100%	概ね表示あり 60～99%	一部のみ表示あり 1～59%	表示なし 0%
店舗数	2	0	0	0
割合 (小数点第3位を 四捨五入)	100%	0	0	0

取組実績④（指導等）

- 1 任意調査・立入検査
10社の食品関連事業者に対して任意調査又は立入検査を実施
- 2 指導件数
文書注意 0件
口頭注意 7件
- 3 口頭注意事項
 - 原産地、原料の欠落
 - 内容量等の欠落

取組実績⑤（食品表示講習会等）

- 1 食品表示講習会（事業者向け）
1回（保健福祉局及び京都府と合同実施）
→京都府下事業者112業者が参加
- 2 その他、相談対応の際や任意調査実施時に啓発パンフレットを配布